

令和2年6月3日

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の対応について

標記について、求職者支援訓練の受講者等が新型コロナウイルス感染症(以下「当該感染症」という。)に感染した場合、下記のとおり取り扱いますので、留意の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、訓練コースの休講や訓練全体の休校(以下「休校等」という。)を行う際には、事前に(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構支部(以下「機構支部」という。)と協議した上で決定してください。

1 受講者及び訓練実施機関職員(以下「受講者等」という。)に当該感染症が発生した場合の対応について**(1) 受講者等が感染した場合について**

感染した受講者等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で通所等していた場合には、当該施設の責任者が施設内の状況等を踏まえ、訓練コースの休講又は訓練全体の休校を行ってください。

また、感染した受講者等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態(無自覚)で通所していたことが当該施設で確認された場合や感染拡大防止に係る都道府県等からの要請があった場合においても、休校等に伴う訓練面への影響なども考慮し、機構支部と十分に相談の上、休校の可否について判断してください。

なお、休校等の規模及び期間については、機構支部及び労働局と協議を行った上で判断し、取扱いについては、下記2を参照してください。

(2) 受講者が感染者の濃厚接触者に特定された場合について

受講者が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該施設の責任者の判断のもと、当該受講者に対し、自宅待機(出席停止)の措置を取ってください。

なお、この場合において、当該措置を取る場合の自宅待機(出席停止)の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間としてください。

(3) 発熱などの症状がある受講者等を休ませる指導の徹底について

発熱などの症状がある受講生等については、感染拡大の防止の観点から、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導してください。

特に、感染者が確認された地域に所在する実施施設においては、上記指導を徹底してください。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは、自宅で休養させるよう徹底してください。

(4) 訓練実施機関職員における感染対策について

当該感染症に伴い職員を休ませる措置を講じ、かつ訓練の継続を判断した場合にあっては、当該職員に代わって訓練を行う者の確保などに努めることが求められるところですが、代替職員の確保が困難な場合は当面訓練コースの休講として差し支えありません。

(5) 休校や出席停止の指示等を行う場合の振替や補講の配慮について

受講者が訓練を十分に受けることができないことによって、習得に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、訓練の振替や補講、自宅学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなどの配慮をお願いします。

(6) 基礎疾患のある受講者への対応等について

基礎疾患のある受講者については、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。

2 休校等の措置について

(1) 訓練の休校、中止の判断

感染者の発生又は都道府県の要請等による休校もしくは、地域の感染状況を踏まえ、自主的な休校を行う場合は、訓練実施期間内における修了可能性等を考慮し、機構支部と協議の上、判断してください。

なお、訓練実施期間内に休校期間中の振替を行うことができない場合は、訓練実施期間を延長することも可能です。事前に機構支部あてご相談ください。

(2) 訓練の「修了」の判断について

修了要件については、出席管理の対象となる総訓練日数（休校日を除く）の8割以上を受講していること及び認定時の総訓練時間の8割以上を受講し、習得した知識・技能が修了に値すると認められる場合は、当該訓練を修了したものと取り扱うことができるものとします。

ただし、求職者支援訓練の「修了」とは別に、資格取得のために必要とされる受講時間が定められている訓練コースにおいては、求職者支援訓練を「修了」した場合であっても、資格取得のために必要な受講時間を満たしていない場合には資格を付与することができませんのでご注意ください。

(3) 休校等を行った場合の訓練時間の振替

- ① 休校等を行った場合には、原則として当初予定の訓練実施期間内において、1日の訓練時間の延長又は休日を活用する等の対応により、休校等を行った訓練時間の振替を行ってください。
- ② ①の対応のみでは、求職者支援訓練の当初の訓練時間数（認定を受けた訓練時間数）を満たせない場合には、訓練実施期間の変更について機構支部に協議してください。
- ③ 休校等を行った場合の変更手続きについては、「求職者支援訓練を実施するに当たっての留意事項」の「6(3) 非常時における変更事項」のとおり取り扱ってください。

3 当該感染症による欠席日の特例措置

(1) 職業訓練受講給付金の支給申請の特例措置

職業訓練受講給付金の支給要件の一つである出席要件（訓練には全て出席、やむを得ない理由による欠席の場合、「出席日数／出席すべき訓練実施日数」が8割以上）の算定に当たって、受講者本人が当該感染症に感染した、感染した疑いがある等を理由とした欠席については、やむを得ない欠席として取り扱う等の特例措置が適用される場合があります。

詳細につきましては、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

☆ 証明書類について疑義等が生じた場合は、必ず事前にハローワークに問い合わせるよう、受講者に教示してください。

(2) 当該感染症を事由として、企業実習先で訓練（企業実習）が行われなかった場合

企業実習先において受講者以外の者が当該感染症に感染し、企業実習先の都合で訓練（企業実習）が実施されなかったことにより、受講者が訓練（企業実習）を受講できなかった場合については、職業訓練受講給付金の支給申請に当たっては、受講者がハローワークに訓練（企業実習）が行われなかったことの証明書類（※）を提出することにより、その受講ができなかった日については、上記3（1）同様、「訓練受講が求められていない日」として取り扱われます。

※ 証明書類は、「感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書」（様式 B-19）が必要です。

☆ こちらの経緯書は訓練実施施設が作成し、企業実習先の都合で企業実習が実施されなかったことの証明を行うこととなっています。

受講者から求められた場合は、訓練実施施設において、様式 B-19 を使用して経緯書を作成し、受講者に渡してください。

☆ 経緯書の作成に当たって不明な点は、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

なお、企業実習先における当該感染症を理由として訓練（企業実習）が実施されなくなった場合は、速やかに機構支部あて相談してください。

4 当該感染症による欠席日等の出席状況の確認について

「出席簿(A-20)」、「職業訓練受講給付金支給申請書(様式 B-6)」の受講証明及び「受講者出欠報告書(様式 A-32)」の記入に当たっては、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

5 認定職業訓練実施奨励金の取扱いについて

(1) 休校等の取扱いについて

感染者や濃厚接触者が発生したこと等により休校する場合、訓練を行われなかった日は訓練実施日数として算定しないこととなります。

ただし、訓練実施日の振替を行った場合は、訓練実施日数として算定されます。

(2) 受講者の欠席に係る取扱いについて

受講者本人が当該感染症に感染した、感染した疑いがある等を理由に欠席した日については、当該受講者については訓練が行われなかった日として取り扱う特例措置が適用される場合があります。

詳細につきましては、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

※別添様式 1 及び別添様式 2 について、職業訓練実施奨励金の申請様式は職業訓練受講給付金の申請様式と異なりますのでご注意ください。

(職業訓練実施奨励金の申請様式については「都道府県労働局長あて」、職業訓練受講給付金の申請様式については「都道府県公共職業安定所長あて」となります。)

☆証明書類について不明な点がある場合には、訓練実施施設で判断することなく、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。

☆職業訓練実施奨励金に関するお問い合わせについては、訓練実施施設を管轄する労働局にお問い合わせください。